

「神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則（案）」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和8年2月26日（木曜日）から令和8年3月27日（金曜日）

2 意見募集結果

(1) 意見件数 1件（意見提出者数 1名）

(2) 意見区分

区 分	延べ件数
1 改正内容に関する意見	—
2 その他（感想）	1
合 計	1

(3) 意見の反映状況

区 分	延べ件数
A 規則に反映させたもの	—
B 意見の趣旨がすでに規則に盛り込まれているもの	1
C 今後の取組において参考にするもの	—
D 規則に反映できないもの	—
E その他	—
合 計	1

3 提出意見及びこれに対する県の考え方

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	2	自分自身はスマートフォンで個人認証をすることに抵抗があるため、すすんでスマホで貸出等をするのではないかとは思いますが、ニーズがあるのであればスマートフォンで貸出ができるようになることは好ましいと思います。	B	規則第6条第1項のただし書に記載のとおり、現行の図書館カードに代えて館外貸出しのための利用者番号の登録ができることを規定し、スマートフォン等を活用して図書館サービスが利用可能となる取組を進めていきます。